

令和2年度 第4回 青森支部評議会の概要報告

開催日時	令和2年12月18日(金) 10:00~11:45
開催場所	ハートピアローフク 4階 大会議室C
出席評議員	秋田谷評議員、蝦名評議員、大坂評議員、小山田評議員、高杉評議員、長根評議員、藤沼評議員、安田評議員(五十音順)
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和3年度保険料率について 2. インセンティブ制度について 3. 令和2年度青森支部事業計画の上期の実施状況について 4. 保険者機能強化アクションプラン(第5期)について 5. 令和3年度事業計画について 6. その他
議事概要 (主な意見等)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>議題1について、事務局より資料に基づき説明。</p> </div> <p>●令和3年度保険料率について</p> <p>【被保険者代表】</p> <p>新型コロナウイルス感染症が協会けんぽに与える影響はどの程度なのか。今後、PCR検査やワクチンが接種されるようになった場合の費用負担、保険者負担への影響等を踏まえなければ、保険料率を上げる、下げる、維持の議論はできないのではと考える。</p> <p>(事務局)</p> <p>PCR検査について、支部として試算した初診料を考慮しない数字でご説明させていただきます。PCR検査料が18,000円として、判断料の1,500円を加算した19,500円が費用となります。そのうち自己負担分となる3割は国の負担(公費)、残り7割が保険者負担となります。一昨日の青森県の状況で約8,500人がPCR検査を実施しています。青森県における協会けんぽのシェアが37%程度のため、協会けんぽへ与える影響は金額的に4,300万円程度と見込んでいます。</p> <p>ワクチンの予防接種費用について、国は国費で対応することとしています。具体的な接種方法等はまだ示されておりません。</p> <p>また、PCR検査だけでなく抗体検査等の検査も広まってくると保険者負担が増えてくる可能性があります。</p>

【学識経験者】

保険料率を引き下げるべきと意見を出している支部は、兵庫支部ともう一つは何支部か。

(事務局)

もう一つの支部は佐賀支部です。佐賀支部では意見書の提出を行っており、その中で引き下げるべきとの意見を出しております。

【学識経験者】

過去に佐賀支部のように評議員全員の連名で意見書を提出した支部はあるのか。

(事務局)

佐賀支部では、ここ数年、意見集約の時に評議員の連名で意見書を提出しているようです。佐賀支部は全国で一番保険料率が高い支部で10.73%、一番低い新潟支部の9.58%と比較しますと約1.2%の開きがあります。ちなみに青森支部の保険料率は9.88%です。

【事業主代表】

新型コロナウイルス感染症が地域の社会経済に及ぼす影響は今のところ定量的に測れない。加えて、準備金を積み立てたり、取り崩したりの定量的目安も具体的に定められていないという中で、平均保険料率を上げるべき、下げるべきといった意見は出しにくい。ただ、協会けんぽの運営が安定的になされることが最優先と考える。そのために準備金を取り崩すこと、あるいは保険料率を見直すこともやぶさかではないということはこれまでも意見を出させていただいている。確かな根拠がなく保険料率を上げる、下げるべきということ、特に上げるということについては安易に根拠を示さずにはできないと考える。そのため、他に選択肢がなかなか見いだせないの、消極的なスタンスとして結果的に現状維持を容認せざるを得ない。全国的にも現状維持という意見が前回の21支部から31支部に増えているのは、それ以外の選択肢が見いだせない結果ではないかと受け止めている。そういった中でこれまでも安藤理事長の今後の保険料率の議論の在り方については、中長期的に考える立ち位置を明確にすべき、ということとはとても大事な視点である。一方で今回のコロナ禍、突発的非常事態を想定していない段階での理事長のコメントだったと思う。中長期的というのは計算できることを想定したうえの話であると思うが、今起きていることは計算できない状況である。これからどうしていくかについては、状況の変化を踏まえた柔軟性のある対応が大事だと思う。

【事業主代表】

根拠なく保険料率を上げるべきではない。ただ今後、医療費が高くなることが想定されるため、保険料率を下げるべきでもないとする。そうすると結果的には今の10%での維持というのが一番妥当なラインではないかと考える。

【被保険者代表】

スーパーマーケットのパートの方や、コンビニで働く方など現在解雇になり、失業保険の相談が増えてきている。コロナ禍という緊急事態の中であるため、中長期的な視点ではなく、準備金を取り崩しても、ある程度対応していく方が良いのではないかと考える。

【学識経験者】

収入の少ない方に対する配慮が必要ではないかということだが、所得階層によって、保険料率を変えるということは可能なのか。

(事務局)

協会けんぽでは、本部運営委員会で平均保険料率を決定し、各都道府県の年齢構成や所得構成で調整をしたうえで、各支部の保険料率が算定されます。そのため現状の健康保険法の規定では、個々人の所得に応じた保険料率の設定はできないこととなっています。

【学識経験者】

生活困難については、いわゆる一時金や貸付などで対応をしていく。保険料率で対応するというのは無理なのではないかと考える。法的に決まっているものについては、それを変えるということは制度的に難しいと考える。

【被保険者代表】

保険料の減免猶予制度はあるのか。

(事務局)

減免ではなく、支払いの期限を延ばす猶予制度はあります。今年の8月までで1,050億円の支払猶予がされています。全く保険料を払わなくても良いという制度は今のところありません。

【議長】

本日、本部運営委員会で令和3年度の平均保険料率が決定される見込みです。それを受けて、次回1月19日に開催予定の支部評議会でも都道府県単位の保険料率についてご意見を伺うこととなりますのでよろしくお願いいたします。

議題2について、事務局より資料に基づき説明。

●インセンティブ制度について

意見・質問等なし。

議題3について、事務局より資料に基づき説明。

●令和2年度青森支部事業計画の上期の実施状況について

【事業主代表】

沢山の事業を丁寧に行っていると感じる。昨今の新型コロナウイルス感染症により、オンラインでの研修や会議が多く行われている。若い世代へ世代交代されていくこととなるので、これからの特定健診等における啓蒙、教育などの方法としては、オンラインでの手法は合理的で時間や感覚でもマッチングし、効果が出る可能性があるのではないかと考えている。また、オンラインによる診療が可能とされて、保険適用もされている。今まで不可能と言われていた皮膚科等の診察もオンラインでの保険請求が認められていく。感染症予防のバイタル等のチェックなども厚生労働省がすすめて、国民の健康管理に資するものとして提供している。したがって分析をする上でのファクターにオンライン・デジタルなどの新しい手法によるものも一つの項目として加え、取り組む・チャレンジをするものとしては有効ではないかと感じた。

【学識経験者】

新型コロナウイルス感染症の影響で実施率が低いというものが多くあった。上期の低迷を下期で補うには、今までのやり方では大幅に上げることはできないのではと考える。抜本的なやり方の検討が必要。生活習慣病予防健診の実施率は極めて低い。青森県では健康あおもり21で平均寿命を上げるための大事な要素とされている。新型コロナウイルス感染症の影響という言い訳だけではすまないのではと考える。

(事務局)

青森支部だけでなく全支部において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、緊急的な処置が本部から示されておらず、全国一律定められた目標に向かって進めている状況です。コロナ禍であることから、保険者として取り組んでいく事業の選択肢、取り組みが狭められていますが、精いっぱい現状やるべきことを実施していきたいと考えております。上期の中で達成にまだ至っていない項目について11項目ありますが、そのうち9項目は全国平均を上回ってきている状況にあり、健闘していると考えています。引き続き、皆様のご意見を賜りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

議題4、5について、事務局より資料に基づき説明。

●保険者機能強化アクションプラン(第5期)について

意見・質問等なし。

●令和3年度事業計画について

意見・質問等なし。

議題6について、事務局より資料に基づき説明。

●その他について

【事業主代表】

協会けんぽの広報事業で、青森のケーブルテレビを活用したことはあるのか。

(事務局)

実績はありません。

【事業主代表】

青森ケーブルテレビでは1か月間同じテーマで放送している。あまり予算をかけず、またずっと視聴している年齢層もあることから広報の効果が得られるのではと考える。

以上

特 記 事 項

- ・傍聴者なし
- ・次回は1月19日に開催予定